

鬼北町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

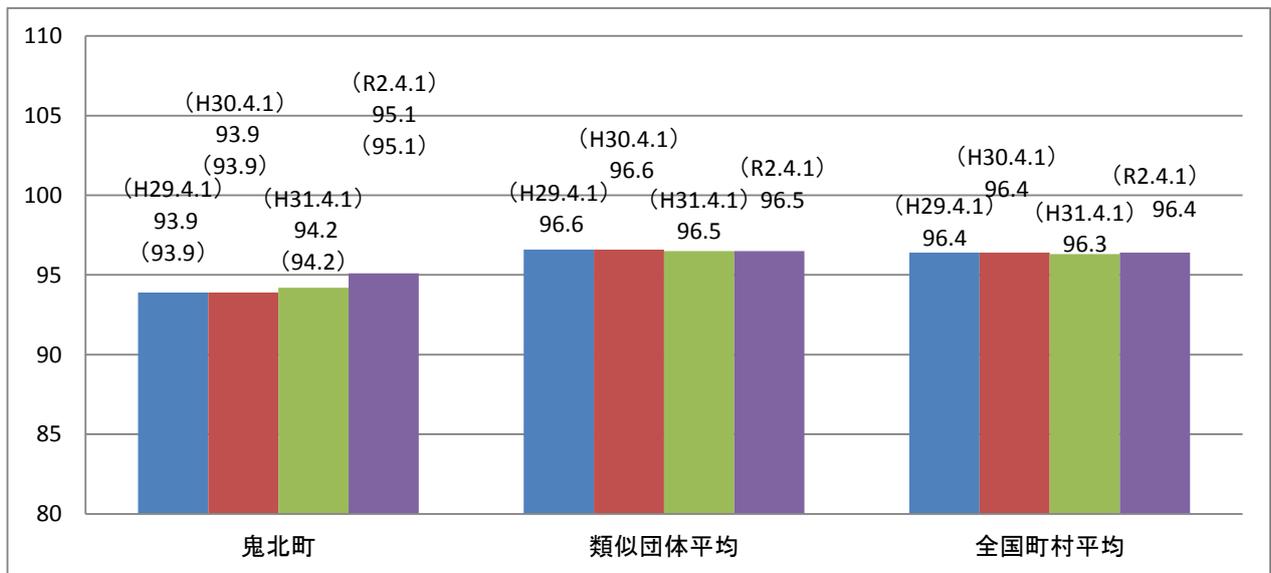
区分	住民基本台帳人口 (令和2年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 30年度の人件費率
元年度	人 10,178	千円 7,718,818	千円 106,474	千円 1,250,558	% 16.2	% 18.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				B/A	一人当たり 給与費 千円	類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B			
元年度	人 141	千円 505,239	千円 69,801	千円 207,375	千円 782,415		千円 5,549	千円 5,634

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
 行政職給料表改定（6級制導入）を行った。
 給料額については、国と同様の改正を行い、激変緩和のため、平成30年3月31日までの3年間は現給保障の経過措置を行う。

②その他の見直し内容

初任給調整手当を国と同様に見直しを実施した。
 （平成30年4月1日実施）

(5) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鬼北町	43.3 歳	316,633 円	385,013 円	356,017 円
愛媛県	43.5 歳	324,600 円	419,760 円	356,104 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
類似団体	41.3 歳	304,566 円	349,405 円	330,531 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鬼北町	55.1 歳	4人	316,467	341,292円	333,092 円	—	—	—	—
愛媛県	54.3 歳	212人	329,300	363,728円	342,344 円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,319人	287,283	—	328,862 円	—	—	—	—
類似団体	50.9 歳	5人	291,621	311,258円	300,824 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鬼北町	5,704,438円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成29～31年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区 分		鬼北町	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	186,427 円	189,643 円	182,200 円
	高 校 卒	153,564 円	155,674 円	150,600 円
技能労務職	高 校 卒	148,639 円	148,639 円	—
	中 学 卒	—	132,961 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

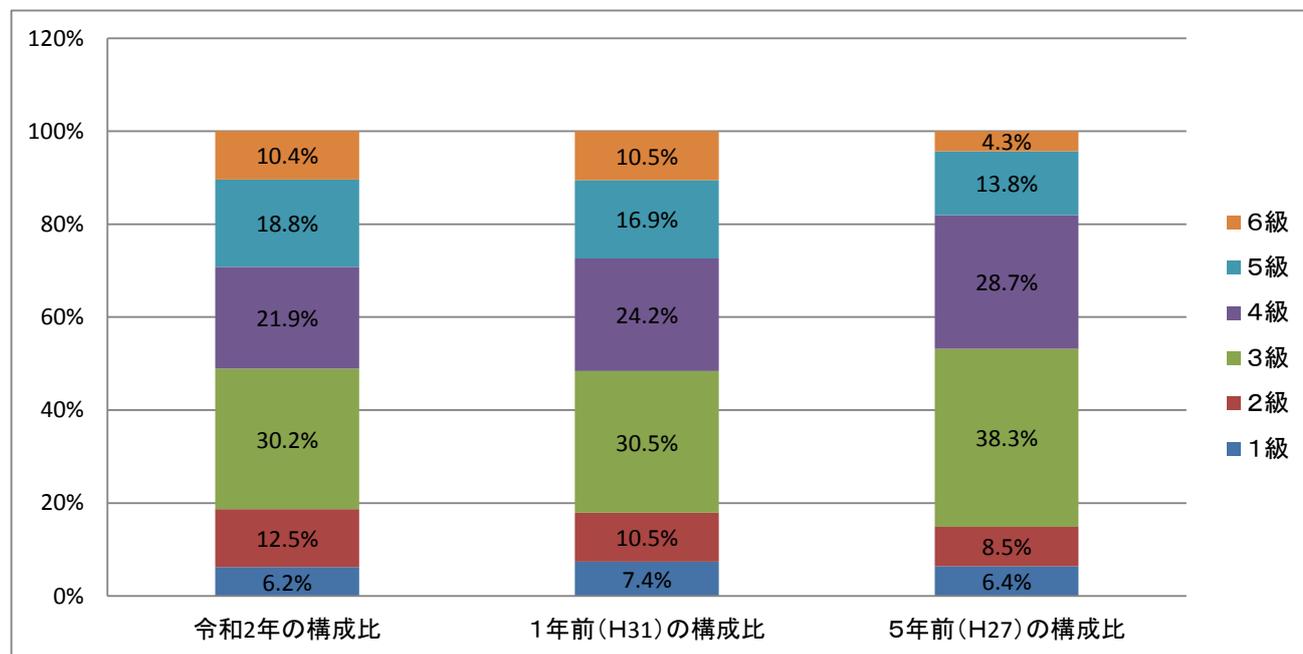
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	254,767 円	340,159 円	368,031 円	403,005 円
	高 校 卒	— 円	290,478 円	328,333 円	377,578 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

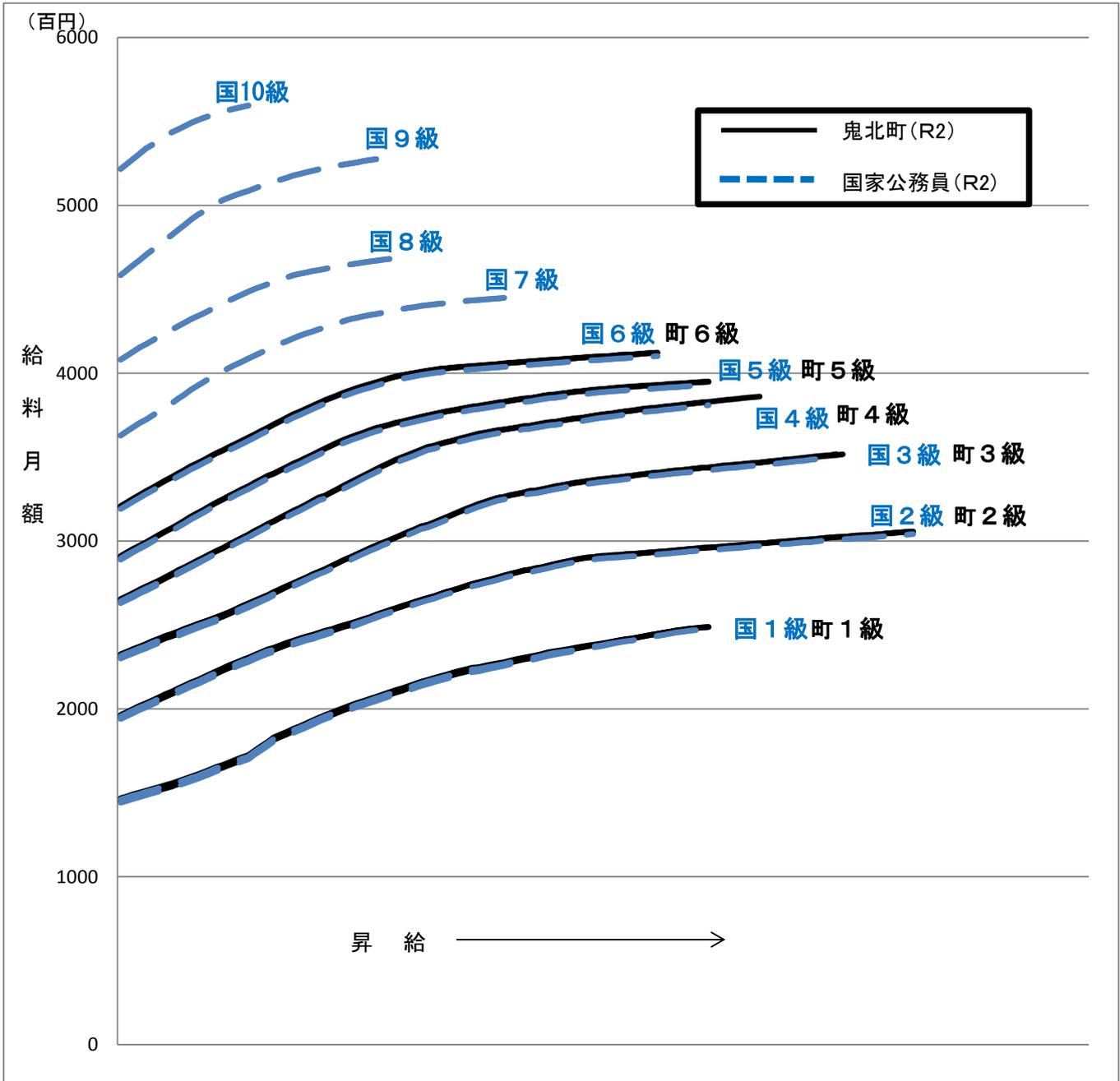
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	6	6.2 %	146,830 円	248,838 円
2 級	主査	12	12.5 %	196,477 円	305,721 円
3 級	主任	29	30.2 %	232,657 円	351,750 円
4 級	係長	21	21.9 %	265,521 円	386,121 円
5 級	課長補佐	18	18.8 %	291,148 円	394,965 円
6 級	課長	10	10.4 %	320,796 円	412,251 円

- (注) 1 鬼北町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 平成27年に5級制から6級制に変更している。



(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和2年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(鬼北町)

令和2年4月2日から令和3年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鬼北町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,514 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,601 千円	—
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 0.90 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

令和2年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ(一律)		/		/	
ロ 人事評価を実施していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（令和2年4月1日現在）

鬼北町				国				
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年		
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	19.6695	月分	24.586875	月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	28.0395	月分	33.27075	月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	39.7575	月分	47.709	月分
最高限度額	47.709	月分	47.709	月分	47.709	月分	47.709	月分
その他の加算措置				その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置 2%~20%加算				定年前早期退職特例措置 2%~45%加算				
1人当たり平均支給額（令和元年度） 15,034千円								

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）			758千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）			758,025円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都（特別区）	20%	1人	20%
大阪府（大阪市）	16%	—	16%

(4) 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	8,784千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	798,545円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	7.0%
手当の種類（手当数）	7種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	保健介護課・環境保全課職員	感染症菌の処理業務	0千円	月額1,000円
研究手当	医師（診療所）	病理生理学の研究事務	5,592千円	月額500,000円の範囲内
緊急往診業務等手当	医師（診療所）	執務時間以外の緊急往診事務	3,600千円	月額100,000円
レントゲン技術従事手当	看護師	レントゲン作業従事	72千円	月額1,500円
病理細菌取扱手当	看護師	病理細菌取扱業務	72千円	月額1,500円
野犬等処理手当	環境保全課職員	野犬等処理業務	6千円	死体処理等1件300円
行路死人処理手当	町民生活課職員	行路死人の死体処理	0千円	1体3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	20,417千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	171千円
支給実績（平成30年度決算）	22,205千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	176千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和2年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円	同	—	千円 17,631	円 247,461
	満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき、5,000円加算				
住居手当	借家・借間居住者(月額12,000円を超えるとき) 支給限度額 27,000円	同	—	千円 8,344	円 298,018
通勤手当	交通機関等利用で片道2km以上 支給限度額 55,000円 自動車等使用者で片道2km以上 通勤距離に応じて2,500円～47,200円	異	国は60km未満で2,000円～24,500円	千円 7,835	円 81,831
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給 30,000円+加算額 ※加算額は配偶者住宅との距離に応じて8,000円～70,000円	同	—	千円 0	円 0
日直手当	勤務1回につき 4,400円	同	—	千円 1,104	円 11,241
管理職手当	診療所長 97,600円～142,800円	同	—	千円 17,217	円 465,324
	課長級 42,900円～52,400円				
	課長補佐級 31,500円				
初任給調整手当	欠員の補充が困難であると認められる医師に新たに採用された職員 支給限度額 414,300円	同	—	千円 7,515	円 3,757,800
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が緊急時等に休日等に勤務した場合 1種から3種の職員で6,000円～10,000円	同	—	千円 0	円 0

5 特別職の報酬等の状況 (令和2年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	731,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 町 長	584,000 円	855,000 円 ～ 550,000 円
	教 育 長	520,000 円	680,000 円 ～ 476,000 円
報 酬	議 長	240,000 円	408,000 円 ～ 218,000 円
	副 議 長	188,000 円	340,000 円 ～ 174,000 円
	議 員	173,000 円	320,000 円 ～ 155,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(令和元年度支給割合) 3.40 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和元年度支給割合) 3.40 月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.46	(1期の手当額) 16,140,480円 (支給時期) 退職の翌月
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.27	7,568,640円 退職の翌月
	教 育 長	給料月額×在職月数×0.20	4,992,000円 退職の翌月
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

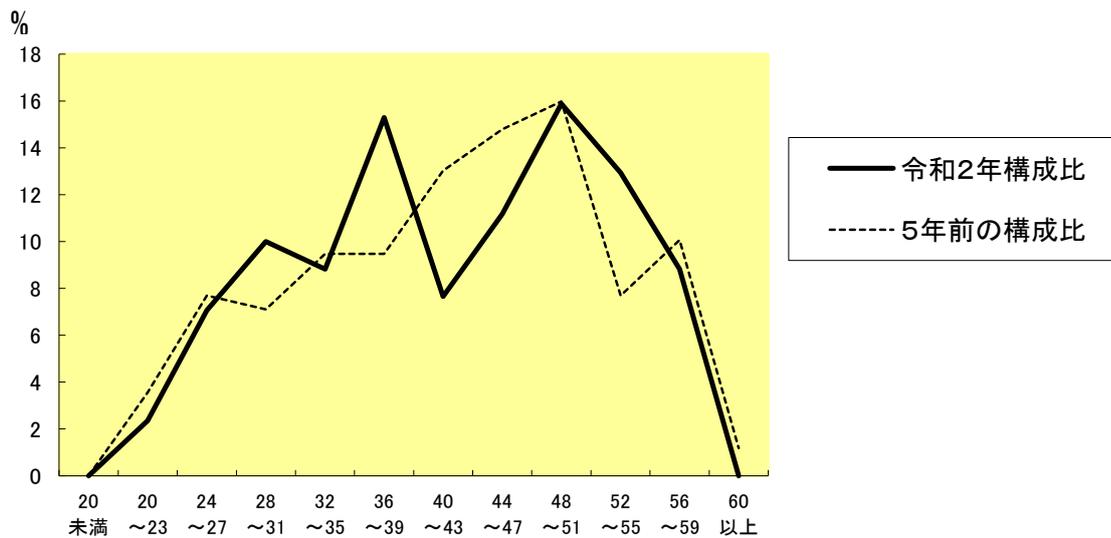
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和元年	令和2年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	えひめ地域政策研究センターへ派遣のため増 子ども子育て支援関連業務による増及び欠員補充 退職見込者補充のための一時的な重複配置による減等 一時的な重複配置による増
		総務	32	33	1	
		税務	9	9	0	
		民生	42	45	3	
		衛生	14	12	△2	
農林水産		12	13	1		
商工		3	3	0		
土木		7	7	0		
	計	121	124	3	<参考>R2.4.1の鬼北町人口 10,066人 鬼北町の人口1万人当たり職員数 123.19人 類似団体の人口1万人当たり職員数 87.85人	
	教育部門	17	17	0		
	小計	138	141	3	<参考>R2.4.1の鬼北町人口 10,066人 鬼北町の人口1万人当たり職員数 140.08人 類似団体の人口1万人当たり職員数 106.84人	
公営企業会計部門	病院	水道	5	5	0	
		下水道	2	2	0	
		その他	10	10	0	
		小計	29	29	0	
		合計	167	170	3	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長は除く。）である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
R2	0	4	12	17	15	26	13	19	27	22	15	0	170
H27	0	6	13	12	16	16	22	25	27	13	17	2	169

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部 門 別	27年	28年	29年	30年	31年	R2年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	120	119	116	123	121	124	4 (3.33%)
教 育	21	23	22	18	17	17	△4 (△19.05%)
普通会計計	141	142	138	141	138	141	0 (0.00%)
公営企業等会計計	29	30	30	28	29	29	0 (0.00%)
総合計	170	172	168	169	167	170	0 (0.00%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。(30年までは教育長を含む。)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
元	310,189	98,728	28,118	9.1	8.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
元	4	16,409	1,305	4,251	21,965	5,491	6,165

(注) 1 職員手当には退職手当金を含まない。
2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(令和2年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鬼北町	43.8 歳	341,861 円	457,603 円
団体平均	44.2 歳	339,529 円	512,723 円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 基本給は、給料及び扶養手当の合計額の平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鬼北町	市町村平均(一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,063 千円	1人当たり平均支給額(令和元年度) 1,522 千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

鬼北町				国			
（支給率）	自己都合	応募認定・定年		（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置		2%～20%加算		定年前早期退職特例措置		2%～45%加算	
1人当たり平均支給額 0 千円							

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当は、なし。

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	181 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	60 千円
支給実績（平成30年度決算）	221 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	73 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じである。	同	—	607 千円	303,250 円
住居手当	一般行政職と同じである。	同	—	0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じである。	同	—	174 千円	43,463 円
管理職手当	一般行政職と同じである。	同	—	635 千円	317,700 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成30年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度 元	千円 944,952	千円 △ 9,337	千円 79,667	% 8.4	% 8.2

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度 元	人 5	千円 30,712	千円 35,685	千円 13,270	千円 79,667	千円 15,933	千円 17,099

（注）1 職員手当には退職手当金を含まない。

2 職員数は、令和2年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鬼北町	49.2 歳	530,474 円	1,578,934 円
団体平均	45.0 歳	570,298 円	1,417,337 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

（注）1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 基本給は、給料及び扶養手当の合計額の平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鬼北町	市町村平均（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和元年度） 2,654 千円	1人当たり平均支給額（令和元年度） 2,550 千円
(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和元年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

鬼北町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.66950 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～45%加算		
1人当たり平均支給額 0 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和元年度決算）	17,962 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	4,490,400 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和元年度）	2.4 %			
手当の種類（手当数）	1 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (元年度決算)	左記職員に対する支給単価
研究手当	医師（北宇和病院）	病理生理学の研究事務	17,962千円	月額500,000円の範囲内

エ 時間外勤務手当

支給実績（令和元年度決算）	0 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	0 千円
支給実績（平成30年度決算）	13 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成30年度決算）	13 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和元年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和元年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和元年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じである。	同	—	1,116 千円	279,000 円
住居手当	一般行政職と同じである。	同	—	0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じである。	同	—	30 千円	30,000 円
管理職手当	一般行政職と同じである。	同	—	378 千円	378,000 円